

**新型コロナウイルス感染症による災害保険金等のお支払いに  
関する約款の改定について(団体保険)**

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

富国生命保険相互会社(社長 米山好映)では、2020年5月7日付リリースのとおり、新型コロナウイルス感染症を災害保険金等の支払対象とする取扱いを実施しております。

※2020年5月7日リリース「新型コロナウイルス感染症に関する災害割増保険金等のお支払いについて(対象商品追加)」

URL <https://www.fukoku-life.co.jp/about/news/download/20200507.pdf>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正にともない、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)」が廃止されたことから、下記1.の保険種類の約款について当該政令に準拠する新型コロナウイルス感染症の定義の見直しを行い、下記2.のとおり規定を改定いたします。なお、改定後も引き続き、新型コロナウイルス感染症による死亡等は災害保険金等のお支払対象となります。

記

1. 対象商品

名称	対象保険金等
団体定期保険災害保障特約	災害保険金
団体定期保険災害割増特約	災害保険金・災害高度障害保険金
団体定期保険傷害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害割増特約	災害保険金・災害高度障害保険金
団体定期保険こども傷害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害保障特約	災害保険金
団体定期保険災害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害特約	災害保険金

2. 改定内容(下線部)

改定後		改定前																					
<b>別表2 対象となる感染症</b> 対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。		<b>別表2 対象となる感染症</b> 対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。																					
<table border="1"><thead><tr><th>分類項目</th><th>基本分類コード</th></tr></thead><tbody><tr><td>コレラ</td><td>A00</td></tr><tr><td>腸チフス</td><td>A01.0</td></tr><tr><td>パラチフスA (途中省略)</td><td>A01.1 (途中省略)</td></tr><tr><td>重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)</td><td>U04</td></tr></tbody></table>	分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	腸チフス	A01.0	パラチフスA (途中省略)	A01.1 (途中省略)	重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04		<table border="1"><thead><tr><th>分類項目</th><th>基本分類コード</th></tr></thead><tbody><tr><td>コレラ</td><td>A00</td></tr><tr><td>腸チフス</td><td>A01.0</td></tr><tr><td>パラチフスA (途中省略)</td><td>A01.1 (途中省略)</td></tr><tr><td>重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)</td><td>U04</td></tr></tbody></table>	分類項目	基本分類コード	コレラ	A00	腸チフス	A01.0	パラチフスA (途中省略)	A01.1 (途中省略)	重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04	
分類項目	基本分類コード																						
コレラ	A00																						
腸チフス	A01.0																						
パラチフスA (途中省略)	A01.1 (途中省略)																						
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04																						
分類項目	基本分類コード																						
コレラ	A00																						
腸チフス	A01.0																						
パラチフスA (途中省略)	A01.1 (途中省略)																						
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04																						
(注) 対象となる感染症には、新型コロナウイルス感染		(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定																					

症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)を含めます。	める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症を含めます。
--	---

### 3. 適用時期

2022年4月1日

### 4. その他

- ・本改定は、すでにご契約いただいている契約を含めて適用しますが、お客さまによる契約変更等のお手続きは不要です。
- ・本改定にともなう保険料の変更はありません。

以上